

生活環境等に影響を与える施設の設置の取扱い方針

第1 趣旨

この方針は、良好な自然環境・生活環境を保全し、災害の発生等を未然に防止するとともに、県土の適正な利用を図るため、環境の保全及び創造に関する施策の一環として、相当範囲において生活環境等に影響を与える施設（以下「環境影響施設」という。）の設置にあたり、奈良県土地利用調整会議事前検討部会（以下、事前検討部会という。）において検討を行う場合の取扱いについて基本となる事項等を定めるものとする。

第2 基本方針

環境影響施設の設置にあたっては、本県の有する貴重な文化遺産及びこれらと一体を成す歴史的風土の保存と豊かな自然環境との調和を図るとともに良好な生活環境を保全するため、土地利用に関する適切な指導及び調整を行うものとする。

第3 対象事案

この方針の対象事案は、次に掲げる環境影響施設（当該施設の用に供する附属建築物を含む。）を新設する事業とする。ただし、国、地方公共団体、公社、独立行政法人等が行う事業又は都市計画事業については、原則として適用しない。

- (1) コンクリートプラント、アスファルトプラント及びクラッシャープラント。ただし、第5号に該当する施設を除く。
- (2) 都市計画法施行令(昭和44年政令第158号)第1条第1項第3号に規定する危険物の貯蔵又は処理に供する工作物。ただし、給油所等は除く。
- (3) 1ha以上の遊園地、動物園、サーキット場その他のレジャー施設
- (4) 1,000㎡以上の墓地
- (5) 産業廃棄物の処理（埋立処分、中間処理、保管、積替え及び再生利用）施設
- (6) その他第1号から第5号に類する施設で、環境に与える影響が大きいと市町村長が特に判断したもの

第4 適用区域

この方針を適用する区域として、「立地規制区域」及び「保全する区域」を定め、その区域は、それぞれ別紙に掲げる区域、地域又は地区とする。ただし、別紙イ⑨の区域の適用にあたっては、事前検討部会における検討を経るものとする。

第5 立地規制

第4で定める区域における対象事案の取扱いについては、次のとおりとする。

- (1) 「立地規制区域」自然の保護や歴史的風土の保存、災害防止等の観点から事業区域に含めない。
- (2) 「保全する区域」自然環境及び生活環境等保全の観点から立地の要件を満たさなければならない。

第6 立地の要件

「保全する区域」における環境影響施設の立地にあたっては、個別規制法に定める基準のほか、次のいずれの要件にも適合しなければならない。

- (1) 計画地の所在する市町村長が、自然環境及び周辺景観等地域の特性を踏まえ、土地利用に係る諸計画に支障ないと認めるもの。
- (2) 自然環境の保全及び災害の防止、治山治水等防災対策に十分な措置が講じられるもの。
- (3) 事業計画は、県及び市町村の水道又は水道計画に支障を及ぼさないこと。
- (4) 地域住民の生活に配慮して、必要とされる環境保全上の措置が講じられるもの。
- (5) 国及び地方公共団体の公共事業に支障を及ぼさないこと。
- (6) 立地場所については、原則として、既存集落（住家）又は福祉施設等環境に配慮を要する施設に隣接していないこと。

第7 事前協議

知事及び市町村長は、事前検討部会における検討の結果、事業計画及びその実施内容が第6に適合すると認められるときは、事業者に対し「各種開発事業に係る事前協議実施要綱」第5に基づく事前協議を行うよう求めるものとする。

- 2 市町村長は、前項の事前協議が行われたときは、事前検討部会における検討の結果を踏まえ、事業計画及びその実施内容が第6の「立地の要件」に適合するものかどうかについて改めて庁内検討を行うものとする。

第8 事業者の責務

事業者は、事業計画の作成及び事業の実施に当たって、この方針の趣旨を十分に理解し、当該市町村の土地利用諸計画及び環境保全施策に適合させること。

- 2 事業者は、自然環境及び生活環境の保全に十分留意し、適正な土地利用を図るとともに、環境への影響が予想される周辺地域の住民に対して、施設計画の内容に関する事前説明会を開催する等、当該計画についての十分な情報提供等を行うことにより、地域住民の理解が得られるよう努めること。
- 3 事業者は、前項の規定により地域住民に対し、事業計画について周知を図ったときは、その内容について当該市町村長に報告すること。
- 4 事業者は、地域住民から地域における健全な生活環境の保全の見地から事業計画についての意見の申し出があったときは、その意見を尊重しながら当該市町村及び県の指導に沿って事業を遂行すること。

第9 市町村の責務

市町村長は、事業計画地周辺の生活環境の悪化を招かないよう、地域住民の意見を尊重しながら、地域の秩序ある発展に貢献するものとなるよう事業者に必要な指導を行うこと。

- 2 市町村長は、当該計画に関わって知事から意見書の提出を求められた場合は、これに応じること。

第10 県の責務

知事は必要があると認めたときは、市町村長と連携しながら、事業者に対し施設計画内容、地域住民への説明内容等について報告又は資料の提出を求めるとともに、事業の計画内容に関し必要な指導及び助言を行うものとする。

第11 環境保全協定の締結

事業計画の適正な実施及び運営並びに地域住民等の理解及び信頼を確保するため、市町村長が必要があると認めた場合は、事業者は市町村長、地域住民の代表者等との間で環境保全協定を書面により締結するよう努めるものとする。

- 2 事業者は、前項の規定により地域住民の代表等との間で環境保全協定書を締結した場合は、市町村長にその写しを提出しなければならない。
- 3 市町村長は、事業者から前項の提出があった場合は、速やかに知事に報告しなければならない。
- 4 市町村長は、環境保全協定の締結状況に関して知事から経過報告書の提出を求められたときは、これに応じなければならない。

第12 適用除外

産業廃棄物処理施設については、従来どおり「奈良県産業廃棄物処理指導要綱」により取り扱うものとし、第7から第11までの規定を適用しない。

附 則

この方針は、平成12年1月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この方針は、平成20年4月1日から施行する。

別 紙

ア 立地規制区域

- ① 国立公園、国定公園及び県立自然公園の特別地域
- ② 鳥獣保護区の特別保護地区
- ③ 歴史的風土特別保存地区（第2種歴史的風土保存地区を除く。）
- ④ 自然環境保全地域の特別地区
- ⑤ 史跡、名勝又は天然記念物の指定地域
- ⑥ 保安林、保安施設地区

イ 保全する区域

- ① 国立公園、国定公園及び県立自然公園の普通地域
- ② 景観保全地区及び環境保全地区
- ③ 近郊緑地保全区域
- ④ 歴史的風土保存区域（アの③に掲げる区域を除く。）
- ⑤ 風致地区
- ⑥ 地すべり防止区域
- ⑦ 急傾斜地崩壊危険区域
- ⑧ 水質の保全に重大な影響を及ぼす水道水源の上流域（市町村の条例又は要綱により定められた区域並びに水道水源の保護上環境保全計画等により別途指定された区域）
- ⑨ 既存集落（住家）又は福祉施設等環境に配慮を要する施設に隣接又は近接するなどとともに生活環境に影響があると市町村長が判断した区域。ただし、市街化区域にあっては、住居系用途地域に限る。